

【重要】新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起について
(7月1日(水)00:00時点)

新潟空港においては、法務省、厚生労働省等の関係機関及び空港内事業者と連携し対応に努めてまいります。新潟空港へお越しになるお客様につきましては、以下内容をご確認いただき、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

【空港内における感染症予防について】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、空港内スタッフへのマスク着用を奨励しております。
- ・航空会社カウンターや保安検査場などの列に並ぶ際は、人と人の前後の間隔を広めにとるようお願いいたします。
- ・空港にお越しになる際は、咳等の症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットの実施にご協力ください。
- ・利用者の皆様におかれても、感染拡大防止のため、手洗いを積極的に行っていただくよう、お願い申し上げます。また、ターミナル各所にアルコール消毒液を設置しておりますので、ご利用ください。

【日本国国土交通省からの要請】

- ① 発熱等の症状がある方につきましては、航空便の利用を控えていただきますようお願いいたします。
- ② また、手洗いなどの手指消毒や、咳エチケットは、感染症予防の基本です。ご利用の皆様におかれましては、空港や航空機内、公共交通機関ご利用時におけるこれらの取組に加え、マスクの着用や会話を控えることにご協力をお願いいたします。
- ③ あわせまして、通勤時に公共交通機関をご利用される方におかれましては、接触機会の低減を図るため、テレワークや時差通勤といった取組を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

参考：厚生労働省 HP

「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

「各都道府県が公表している、帰国者・接触者相談センター」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokuyasessyokusya.html

【日本国出入国在留管理庁からのお知らせ】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本に入国することができない外国人の対象が拡大され、2020年7月1日午前0時から、以下の通りとなります

- ① 中華人民共和国湖北省または浙江省発行の中国旅券を所持する外国人
- ② 日本到着時前14日以内に表の地域に滞在歴がある外国人

表
アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウルグアイ、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、エスワティニ、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カザフスタン、カタール、カナダ、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、韓国、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キプロス、キューバ、ギリシャ、キルギス、グアテマラ、クウェート、グレナダ、クロアチア、コスタリカ、コソボ、コロンビア、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、赤道ギニア、セネガル、セルビア、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、タジキスタン、タイ、台湾、チェコ、中国、チリ、中央アフリカ、デンマーク、ドイツ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トルコ、ニカラグア、ニュージーランド、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、バチカン、パナマ、バハマ、ハンガリー、バーレーン、バルバドス、バングラデシュ、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベラルーシ、ベルギー、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ボリビア、ポルトガル、ホンジュラス、マルタ、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モナコ、モーリタニア、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、レバノン、ロシア

【日本に帰国・入国される皆さまへ】

- ・過去 14 日以内に表の国・地域への滞在歴がある方は、検疫官にお申し出ください
- ・入国時に咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服用している場合は、検疫官にお申し出ください
- ・入国後においても、表の国・地域に渡航歴・滞在歴がある方で上記の症状が出た場合は、マスクを着用し、事前に表の国に滞在していたことを帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、指定された医療機関を受診してください（機内で配られた健康カードもご参照ください）
- ・全ての地域から入国・帰国する方は、検疫所長が指定する場所で 14 日間待機し、日本国内において公共交通機関を使用しないでください。

【日本から出国・渡航される皆さまへ】

多数の国・地域で日本人及び日本からの渡航者に対する入国制限や入国後の行動制限措置が実施されています。これらの国・地域への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照する他、在京大使館に確認する等、最新の情報を十分にご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【参考】

現在、中華人民共和国または大韓民国を出発し日本の空港に到着しようとする航空機（旅客の運送に係るものに限る。）については、その到着空港を成田国際空港及び関西国際空港に限るよう、関係する航空会社に対して要請しています。（2020年3月9日午前0時～）

【詳細は下記ページをご覧ください】

「新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

「新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房）」

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

「新型コロナウイルス感染症対策本部（首相官邸）」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

「新型コロナウイルス感染症に備えて（首相官邸）」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

また、日本政府観光局では、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、365日、24時間、多言語で対応するコールセンター「Japan Visitor Hotline」を開設しております。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html